

労ペン HP

会員セミナー（旧・アフター5）過去記事用

アフター5

2016年11月25日

労働審判制度の成功要因



11月25日、労働審判制度創設以来10年にわたり、労働審判員を務められてきた及川彰氏から、労働審判の実情について話を聞いた。

及川氏によれば、労働審判制度は、労使の双方が納得いく解決を短期間に図るシステムとして、調停解決率も7割以上、ズバリ、成功した制度として高く評価。そして、その成功要因としては、①お互いに非を認めるところは認め、和解による早期解決を図ろうとする柔軟性とスタンス、②労使の委員における、それぞれの立場を越えた中立・公正な姿勢、③本音ベースの話し合い、④審判官、審判員、申立人、相手方が話しやすい円卓形式で座ることがあげられる。そして、特に、制度的に、必ず3回以内に結論を出すというルールがあり、この短期集中のシステムにこそ、当事者を解決に向けて真剣にさせる大きな要因になっていると指摘する。

また、和解にあたっては、解決金が大きなテーマであるが、一定の相場があり、労働審判員を長くやっていると、そうした相場観も自然と読めるようになるとのこと。

及川氏は、新日本製鉄をはじめ多くの会社で、労働組合との交渉から、労働者個人の苦情処理まで、まさに労務・人事畑一筋を歩んでこられた。そうした豊富な現場経験を踏まえ労働審判員として10年。普段なかなか聞けない労働審判制度の裏側を本音ベースで熱く語ってくれた大変有意義な現役労働審判員報告であった。（前田充康）